

八幡市公の施設指定管理者条例（平成16年6月30日条例第14号）

最終改正:

改正内容:平成16年6月30日条例第14号 [平成21年6月30日]

○八幡市公の施設指定管理者条例

平成16年6月30日条例第14号

八幡市公の施設指定管理者条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（募集）

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- （1）管理を行う公の施設の名称及び所在地
- （2）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （3）指定期間
- （4）申請方法
- （5）申請資格
- （6）その他市長が指定する事項

（指定の申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請には、事業計画書その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

（指定）

第4条 市長は、申請内容を審査し、次に掲げる基準を満たすもののうちから適当と認めるものについて、地方自治法の規定による議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

- （1）住民の平等な利用が確保されるものであること。
- （2）施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- （3）事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

2 指定期間は、指定の日から起算して5年以内とし、期間満了後の再指定を妨げない。

（公募によらない指定管理者の候補者の選定）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- （1）公募に対し応募者が無いとき。
- （2）指定管理者に選定された団体を指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事象が生じたとき。
- （3）指定管理者の指定を受けた団体が、協定を締結しないとき。
- （4）当該公の施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められるとき。

（協定の締結）

第6条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、規則で定める。

（管理基準）

第7条 指定管理者は、施設の休館日、開館時間、使用制限の要件その他の管理の基準に従い、当該公の施設を管理しなければならない。

2 管理の基準は、それぞれの公の施設の管理に関する条例又は規則に定めるところによる。

（業務の範囲）

第8条 指定管理者の行う管理業務は、次に掲げるものとする。

- （1）施設及び設備の維持管理に関すること。
- （2）使用許可に関すること。
- （3）使用料の徴収に関すること。
- （4）その他公の施設ごとに市長が必要と認めること。

（利用料金）

第9条 指定管理者は、市長が認めた場合、施設又は設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、当該指定管理者の収入として収受することができる。

2 利用料金の額は、それぞれの施設ごとに定められた使用料の額に0.5を乗じて得た額から当該使用料の額に1.5を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（指定の取消し等）

第10条 市長は、指定管理者が地方自治法の規定に基づく指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（教育委員会の公の施設への適用）

第11条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合は、本条例の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

---